

## 活性炭の取扱いの実態把握に向けた取組について①

- 浄水場の水源となっていたダムから暫定目標値を超えるPFOS・PFOAが検出された。
- ダムの上流に位置する資材置き場に長期間にわたり残置されていた**使用済活性炭**の一部から高濃度のPFOAが検出された。

- 水処理に広く活用されている**活性炭**について、**適正な取扱い等**に関する知見を整理するため、**活性炭の製造・再生事業者等へのヒアリング・各種調査等**を実施した。

(PFASに関する今後の対応の方向性 (抄) 令和5年7月 PFASに対する総合戦略検討専門家会議)

### 3. PFASに関する更なる科学的知見等の充実について

国内外の健康影響に関する科学的知見、規制動向、**取扱状況**、存在状況、分析方法及び**対策技術等の情報**は、常に更新されており、**継続的に収集を行うことが必要**である。

## 活性炭の取扱いの実態把握に向けた取組について②

### <調査内容>

- ① 活性炭の製造・再生事業者へのアンケート、② 活性炭を用いてPFOS等の対策を実施しているメーカーへのヒアリング、③ その他、水道事業者等へのアンケートなど

### <調査結果>

- ・活性炭の主要な製造・再生事業者から成る業界団体においては、ガイドライン※<sup>1</sup>を策定する等、使用済活性炭を再生するまでの間の適切な保管のための取組が行われていた。  
一部の企業においては、PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な再生に関する検討が行われていた。
- ・今回調査した活性炭を用いてPFOS等の対策を実施しているメーカーは、PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭を、PFOS等含有廃棄物として適正に処理することとしていた。
- ・活性炭による水処理を実施している水道事業者等は、浄水場で主に臭気、消毒副生成物、色度の除去を目的に使用した活性炭のうち、約6割を資材として利用していた（残り約4割は廃棄物として処理）。

### <環境省の取組>

- 関係省庁（国土交通省・経済産業省）と連携し、水質汚濁防止法を所管する自治体や水道事業者、関係業界団体等に対し、暫定目標値等を超過する濃度のPFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について周知を行った。
- ・当該使用済活性炭を適切に保管すること。
  - ・PFOS及びPFOA含有廃棄物を処理する場合には、技術的留意事項※<sup>2</sup>に基づき適正処理すること。
  - ・当該使用済活性炭の再生を検討する場合には、適切な情報提供を行い、受入可能か確認すること。  
また、当該使用済活性炭の再生を行う場合は、再生事業者における環境中へのPFOS等の流出防止に関する取組※<sup>3</sup>について確認すること。

※1 日本無機薬品協会 活性炭部会のガイドライン

「屋内保管もしくは直射日光や雨水等が当たらないよう保管」を奨励 <http://www.mukiyakukyo.gr.jp/section/ac/pamphlet2024.pdf>

※2 PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和4年9月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課） <https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>

※3 排水又は排ガス中のPFOS等の濃度を測定し、確実に分解処理されているかを確認する等